

【第 1 講 国際社会と国際法の成り立ち】

1. 「国際社会」と「国際法」の意義

〔国際社会の意義〕

- ・現実の国際社会における多様な行為主体（アクター）の存在
- ・国際法における「国際社会」＝主権国家間の社会関係
 - * 国際法に固有の関心との関係

〔国際法の意義〕

- ・国際社会に妥当する法としての国際法
 - * 国際法に固有の関心に関する限りにおいて、非国家主体をも規律

2. 国際法の成立と展開

〔国際社会の意義〕

- ・17 世紀欧州における主権国家体制の成立と国際法の誕生
 - * 欧州における中世秩序の崩壊、1648 年ウェストファリア条約の締結

〔国際法（学）の歴史的展開〕

- ・15～17 世紀における自然法論
 - * キリスト教神学における普遍人類社会に妥当する理性の命令たる自然法
 - * Francisco Vitoria (1483-1546 頃)：『神学的再考察』（1557 年）
 - * Francisco Suarez (1548-1617)：『法ならびに立法者としての神についての考察』（1612 年）
- ・17 世紀における意思法（実定法）の重視
 - * Hugo Grotius (1583-1645)：『戦争と平和の法』（1625 年）
 - * Emer de Vattel (1714-1767)：『国際法』（1758 年）
- ・18 世紀末以降における実証主義の台頭
 - * 国際法学からの自然法論の排斥
 - * 勢力均衡に対応した国家の基本権思想に基づく実証主義国際法学
- ・20 世紀以降における「国際社会」の重要視
 - * 国家の意思に由来しながらも、客観的な法秩序としての国際法秩序の構想
 - * 国家の基本権思想、絶対的国家主権観念の排斥
 - * 国際社会の共通（一般）利益の承認

〔欧州国際法の普遍化〕

- ・ヨーロッパ公法としての国際法
 - * 支配の対象としての非ヨーロッパ地域
 - * 変化の兆しとしての米州諸国の独立
 - * Family of Nations への参入の条件としての「国家承認」
 - * オスマン＝トルコ、中国、日本の「半主権国」としての承認

3. 国際法の「伝統的」特徴

〔合意法秩序としての国際法〕

- ・ 国家間の合意と相互性
 - * 国家主権と不干渉原則の重要性

〔定立・適用・執行における分権性〕

- ・ 国際社会の分権性
 - * 国家の上位に位置する中央集権的な統治機構の欠如
 - * 戦争の自由
 - * 第一義的意義としての行為規範、第二義的意義としての裁判規範

4. 現代国際社会の特徴と国際法の「現代的」特徴

〔非欧州地域への拡大〕

- ・ 契機としての「欧州」の拡大
 - * 国際社会の構成員としての「文明国」＝欧州的国家体制の構築の要求
- ・ 国際社会の「普遍化」
 - * 共産主義国家の成立
 - * アジア・アフリカ諸国の独立

〔国家間の相互依存関係の深まり：協力手続・制度の発展〕

- ・ 国家間の経済格差への対処
 - * 独立後の旧植民地諸国の統治能力・経済構造の脆弱さへの対応
- ・ 経済的相互依存関係の深化による経済秩序の安定化
 - * 通商自由化と「世界市場」の形成（GATT/WTO 体制）

〔地球的規模の課題への直面：国際公共利益の承認とその実現手続の整備〕

- ・ 国際公益の承認
 - * 安全保障・人権・環境問題への国際的対応
 - * 国際法における強行規範の承認、条約の相対効の原則に対する修正

【参考文献】

基本文献

- ・ 杉原高嶺・他『現代国際法講義 第4版』有斐閣（2007年）1-12頁。
- ・ 奥脇直也、小寺 彰・他『国際法キーワード 第2版』有斐閣（2006年）2-17頁。

発展文献

- ・ 柳原正治・他『プラクティス国際法講義』信山社（2010年）66-78頁。
- ・ 松井芳郎「国民国家と国際社会のなりたち」『現代の法2 国際社会と法』岩波書店（1997年）1-27頁。
- ・ 小林啓治「近代国際社会から現代国際社会へ」『国際秩序の形成と近代日本』吉川弘文館（2002年）18-72頁。

【参考論題】

基本論題

- （1）ヨーロッパにおける主権国家体制の成立は国際法の誕生にどのように関係しているか。国際法の伝統的な特徴を示しながら論ぜよ。
- （2）国際法の現代的特徴は、今日の国際社会が抱えるどのような問題に応じて見られるようになったのか。具体例を挙げながら論ぜよ。

発展論題

- （1）欧米諸国が非ヨーロッパ地域への勢力拡大をはかる中で、オスマン・トルコ、中国、日本などの非ヨーロッパ的国家はそれら諸国とどのような関係に立たされることとなったのか。国際法の伝統的特徴と関係づけながら論ぜよ。
- （2）国際連合はほぼ全ての国家の加盟する国際組織であり、それを通じて様々な国際問題とその対処策が検討・実施されているものの、しかしそれは「世界政府」ではない。このことが意味することを、国際社会と国際法の現代的特徴に関係づけながら論ぜよ。